第63回クレジット債権管理士
資格取得者研修会

多様化する債務者に対する督促上の課題と実務対応について

～高齢者と若年層の連絡困難なケースや支払い不能に対する、確実な回収と効果的なアプローチについて探る～

こんな方にオススメ！担当者必見！

■クレジット債権管理士資格取得者の方(クレカウンセラー含む)

■これからクレジット債権管理士資格の取得を目指す方

■日々の督促業務で課題があると
　感じている債権管理担当者の方



講師：・日比谷見附法律事務所
　　パートナー弁護士　川畑　大輔　氏
　　（クレジット債権管理士資格審査分科会顧問）
　　・クレジット債権管理士資格審査分科会委員

資格取得者研修会　開催概要

1．開催日時等

開催日時：2026年3月３日（火）　15時～16時半

開催方式：Zoomによるオンライン開催

申込締切：2026年2月3日（火）

※申込締切後のキャンセルはご容赦ください。

定員：100名（定員になり次第、締め切ります）

2．参加対象者

・クレジット債権管理士資格取得者（クレカウンセラー含む）

・これからクレジット債権管理士資格の取得を目指す方

・課題をお持ちの債権管理担当者　　など

3．講座内容

（1）多様化する消費者に対する督促上の課題と対応について

生活様式が多様化する中、消費者への督促も多様化してきています。特に、高齢者や若年層などは、連絡困難なケースや支払い不能となる兆候にも特徴がみられます。そのため、それらの回収を確実にするための実務対応と効果的なアプローチについて探ります。

昨年と同様、コーディネーター（弁護士）、パネラー（分科会委員数名）によるパネルディスカッションを行い、実務上の悩みや各種取り組みなどを共有するとともに、対応策について意見交換したいと思います。

（2）債権管理現場での疑問等に対する回答、意見交換

参加者の皆様から事前にいただいた債権管理上の疑問や悩みなどに、コーディネーター及びパネラーが回答します。

別紙質問票により、疑問等をお寄せください。

※研修会中、講師から詳細をお聞きする場合がありますので、その際はご協力ください。

※また、時間の都合上、全質問に回答できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

資格取得者研修会　開催概要

4．コーディネーター

日比谷見附法律事務所 川畑　大輔　氏

〔略歴〕
日比谷見附法律事務所 パートナー弁護士 東京弁護士会所属（52期）
2000年　弁護士登録(27235)
2004年　東京弁護士会 調査室嘱託
2008年　同室長
2013年　公益財団法人東京弁護士会育英財団評議員
2016年　クレジット債権管理士資格審査分科会顧問（現在まで）
2017年　司法試験及び司法試験予備試験考査委員（民法）
2020年　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
その他、クレジット、貸金業界からの相談、顧問業務、当協会での各種講演、貸金業務取扱主任者登録更新講習の講師等を行っている。

5．受講料

債権管理士資格取得者　：5,500円（税込）

債権管理士資格非取得者：8,250円（税込）

※申込み締切り後のキャンセルはご容赦ください。請求書は3月中旬に、申込責任者または試験毎担当者宛にご請求書を送付いたします。

6．申込方法等

別添の受講申込書・質問票をご記入し、申込責任者等がお取りまとめのうえ、下記宛先までご提出ください。

ご提出期限は、前頁「1.開催日時等」に記載のとおりです。

宛先：shikaku-uketsuke@jcredit.jp

資格取得者研修会　開催概要

7. 当日のご受講方法

全受講者、申込責任者等に対して、2月27日(金)までにはZoomのURL等をお送りいたします。

当日、お時間になりましたら、アクセスしご受講ください。

8. お問合せ先

一般社団法人日本クレジット協会　資格・検定センター（担当：酒井・大杉）

〒103-0016　東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

TEL:03-5643-0018（資格・検定センター直通）

E-mail :shikaku-uketsuke@jcredit.jp

9. その他

クレジット債権管理士資格取得者研修会について
本研修は、クレジット債権管理士資格制度に関する細則第８条に基づき、
クレジット債権管理士の資格を取得した方が、資格を取得した後も定期的に学習する機会を確保するために開催されるものです。是非ご参加ください。
なお、本研修への参加は任意です。不参加を理由に資格が抹消されることはありません。

クレジット債権管理士資格制度に関する細則
（資格取得者研修）
第８条 クレジット債権管理士は分科会が実施する資格取得者研修を受講できるものとする。
２．前項の研修については、別途内規に定める。

※平成24年度より資格の更新制度が廃止されています。平成21年度から平成23年度の資格取得者についてもさかのぼって廃止されており、更新手続の必要はありません。
したがって、従前は本研修を資格更新年度の方が受講すると資格更新課題が免除される制度がありましたが、それも同時に廃止されています。

個人情報について
当協会では、「受講申込書」に記載された受講者及び申込責任者の個人情報を本研修に係る事務処理（事務連絡、受講者の管理等）のために保有・利用いたしますのでのでご了承ください。
また、受講者に係る個人情報の全部又は一部は講演内容の検討等のために、参加者名簿として、講師に提供することがありますのでご了承ください。

以上